

◎開発行為に対する指導内容（自治振興課）

（宅地開発指導要綱第5条：公害等の防止）

○工事車両の進入口の確保等、歩行者等の交通安全確保に十分留意すること。

（宅地開発指導要綱第23条：交通安全施設関係）

○開発区域内、及び区域に面する道路等に道路反射鏡・交通安全灯（防犯灯）がある場合、自治振興課に支障の有無を確認すること。

また、移設等が発生する場合、移設位置について自治振興課と調整を行い、事業者負担にて施工すること。

○開発行為において、道路を計画する場合、道路反射鏡・交通安全灯（防犯灯）・交差点路面標示等の設置計画について自治振興課と協議し、事業者負担にて施工すること。

お問い合わせ先

総務部自治振興課

TEL0774-95-1934